

市第 129 号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更  
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 横浜市道高速横浜環状北線
- 2 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

1 高速道路の路線名

高速道路の路線名に次のように加える。

- (7) 横浜市道高速横浜環状北西線

2 新設又は改築に係る工事の内容

新設又は改築に係る工事の内容に次のように加える。

横浜市道高速横浜環状北西線（青葉区下谷本町から都筑区川向町まで）に関する工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

ア 工事の区間

青葉区下谷本町から都筑区川向町まで

イ 延長

7.1 キロメートル

(3) 工事方法

ア 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

イ 道路の区分

第 2 種第 1 級（道路構造令（昭和45年政令第 320 号））

ウ 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
青葉区下谷本町から 都筑区川向町まで	60	7.1	

エ 設計自動車荷重

245 キロニュートン（B活荷重）

オ 車線の幅員

3.25メートル

カ 車線の数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
青葉区下谷本町から 都筑区川向町まで	4 車線	4 車線	

キ 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋りょう高架部分			1.25	0.75	2.00	

トンネル部分			2.50	0.75	3.25	
土工（掘割）部分			2.50	0.75	3.25	

## ク 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
高速自動車国道第一東海自動車道（東名高速道路）	青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション（仮称）
横浜国際港都建設計画道路 3・2・13号川向線	都筑区川向町	立体接続	港北出入口（仮称）
一般国道466号（第三京浜道路）	都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション（仮称）
横浜市道高速横浜環状北線	都筑区川向町	平面接続	

### (4) 工事予算

102,623,000,000 円（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定めるものをいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるものをいう。）を含む。）

### (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

#### ア 工事の着手（予定）年月日

(ア) 青葉区下谷本町から緑区北八朔町まで（横浜青葉ジャンクション（仮称）に係る部分）及び都筑区東方町から同区川向町まで（港北ジャンクション（仮称）に係る部分）

平成24年4月1日

(1) 青葉区下谷本町から都筑区川向町まで

平成32年10月 1 日

なお、(1)における工事の着手予定年月日とは、首都高速道路株式会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

イ 工事の完成予定年月日

平成34年 3 月31日

3 料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間別添 1 横浜市道高速横浜環状北線の表中「港北 JCT (仮称)」を「港北 JCT (仮称)・港北 (仮称)」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

横浜市道高速横浜環状北西線

横浜青葉 JCT (仮称)	港北 JCT (仮称) ・港北 (仮称)
	7.1

料金の額及びその徴収期間別添 2 を次のように改める。

別添 2

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
阪東橋	476.19円	952.38円
新横浜 (仮称) (ただし、港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限り適用し、当該適用は、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始前までとする。)		
杉田 (ただし、幸浦方向へ進行する入口に限り適用する。)		

新生麦（仮称）（ただし、港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限り適用し、当該適用は、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始前までとする。）	571.42円	1,142.84円
新横浜（仮称）（ただし、港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限り適用し、当該適用は、横浜市道高速横浜環状北西線の供用を開始したときからとする。）		
港北（仮称）（ただし、横浜青葉ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限り適用する。）		
三溪園		
新生麦（仮称）（ただし、港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限り適用し、当該適用は、横浜市道高速横浜環状北西線の供用を開始したときからとする。）	666.66円	1,333.32円

### 提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案する。

参 考

道路整備特別措置法（抜粋）

（高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第 1 項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第 13 条第 1 項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 5 項省略）

6 会社は、第 1 項の許可を受けた後、第 2 項第 1 号、第 2 号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第 2 項第 1 号、第 2 号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第 8 項から第 10 項まで省略）

平成 24 年 1 月 24 日

横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 橋 本 圭 一 郎 印

「都道首都高速 1 号線等に関する事業」の変更について  
( 同意申請 )

標記について、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、「都道首都高速 1 号線等に関する事業」のうち、貴市が道路管理者である高速道路について、別添のとおり変更したいので、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、同意を求めます。



別 添

## 第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 横浜市道高速横浜環状北線
- 2 横浜市道高速横浜環状北西線

## 第 2 変更内容

- 1 高速道路の路線名に次の路線を加える。

( 7 ) 横浜市道高速横浜環状北西線

- 2 新設又は改築に係る工事の内容に次の工事の内容を加える。

( 別紙 - 4 )

横浜市道高速横浜環状北西線 ( 神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで ) に関する工事の内容

( 1 ) 路線名 横浜市道高速横浜環状北西線

( 2 ) 工事の区間

( イ ) 工事の区間 神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで

( ロ ) 延長 7 . 1 キロメートル

( 3 ) 工事方法

( イ ) 事業方式 公共事業と有料道路事業による施行方式

( ロ ) 道路の区分 第 2 種第 1 級 ( 道路構造令 )

( 八 ) 設計速度

設計区間	設計速度 (km/h/時)	延長 (km)	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

(二) 設計自動車荷重 245キロニュートン (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋りょう高架部分			1.25	0.75	2.00	
トンネル部分			2.50	0.75	3.25	
土工(掘割)部分			2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

(リ) 中央帯の標準幅員

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
高速自動車国道第一東 海自動車道(東名高速 道路)	横浜市青葉区 下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション (仮称)
横浜国際港都建設計画 道路3・2・13号川 向線	横浜市都筑区 川向町	立体接続	港北出入口 (仮称)
一般国道466号(第 三京浜道路)	横浜市都筑区 川向町	立体接続	港北ジャンクション (仮称)
横浜市道高速横浜環状 北線	横浜市都筑区 川向町	平面接続	

(4) 工事予算

1 0 2 , 6 2 3 百万円 ( 消費 税 込 み )

( 5 ) 工 事 の 着 手 及 び 完 成 の 予 定 年 月 日

( イ ) 工 事 の 着 手 ( 予 定 ) 年 月 日

横 浜 市 青 葉 区 下 谷 本 町 から 横 浜 市 緑 区 北 八 朔 町 ま で ( 横 浜 青 葉 ジ ャ ン ク シ ョ ン ( 仮 称 ) に 係 る 部 分 )、 及 び 横 浜 市 都 筑 区 東 方 町 から 横 浜 市 都 筑 区 川 向 町 ま で ( 港 北 ジ ャ ン ク シ ョ ン ( 仮 称 ) に 係 る 部 分 )

平 成 2 4 年 4 月 1 日

横 浜 市 青 葉 区 下 谷 本 町 から 横 浜 市 都 筑 区 川 向 町 ま で

平 成 3 2 年 1 0 月 1 日

な お、 にお け る 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日 と は、 会 社 が 公 共 事 業 者 から 事 業 引 継 ぎ を 受 け る 予 定 年 月 日 を い う。

( ロ ) 工 事 の 完 成 予 定 年 月 日

平 成 3 4 年 3 月 3 1 日

3 料 金 の 額 及 び そ の 徴 収 期 間 中 「 別 紙 4 」 を 「 別 紙 5 」 に 改 め、 別 添 1 中

「 横 浜 市 道 高 速 横 浜 環 状 北 線

			新 生 麦 ( 仮 称 )	生 麦 JCT
		馬 場 ( 仮 称 )	2.9	3.7
港 北 JCT ( 仮 称 )	新 横 浜 ( 仮 称 )	3.3	6.2	7.0
	1.2	4.5	7.4	8.2

」 を

「 横 浜 市 道 高 速 横 浜 環 状 北 線

			新 生 麦 ( 仮 称 )	生 麦 JCT
		馬 場 ( 仮 称 )	2.9	3.7
港 北 JCT ( 仮 称 ) ・ 港 北 ( 仮 称 )	新 横 浜 ( 仮 称 )	3.3	6.2	7.0
	1.2	4.5	7.4	8.2

」 に 改 め、 横 浜 市 道 高 速 横 浜

環 状 北 線 の 次 に

「 横 浜 市 道 高 速 横 浜 環 状 北 西 線

横 浜 青 葉 JCT ( 仮 称 )	港 北 JCT ( 仮 称 ) ・ 港 北 ( 仮 称 )	7.1
------------------------	----------------------------------	-----

」 を 加 え、 別 添 2 中

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
阪東橋	4 7 6 . 1 9 円	9 5 2 . 3 8 円
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕	5 7 1 . 4 2 円	1 , 1 4 2 . 8 4 円
三溪園		

」を

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
阪東橋	4 7 6 . 1 9 円	9 5 2 . 3 8 円
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の開始前まで適用する。）		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の開始前まで適用する。）	5 7 1 . 4 2 円	1 , 1 4 2 . 8 4 円
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用を開始したときから適用する。）		
港北（仮称）〔横浜青葉ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕		
三溪園		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用を開始したときから適用する。）	6 6 6 . 6 6 円	1 , 3 3 3 . 3 2 円

」に

改める。

位置図  
 横浜市道高速横浜環状北線  
 横浜市道高速横浜環状北西線

